

スタートまであと2年ちょっと

消費税インボイス

まる わかり

セミナー& 個別相談会



インボイスって
どんな声?

※声ではありません。

令和5年 10 月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。消費税の課税事業者だけでなく免税事業者にも対応が必要な同制度。当日は専門家がくわしく解説。いまからの対策が肝心です。ぜひご参加ください。

とき

令和 3 年 8 月 5 日(木)

セミナー 午後 6 時 30 分～午後 8 時

個別相談 午後 8 時～午後 9 時

場所

徳之島町商工会 2 階

〒891-7101 徳之島町亀津 986-4 電話 8 2 - 1 4 0 9

時 間	講習会のテーマ	講 師
18:30 ～ 20:00	・インボイス制度の内容 ・適格請求書(インボイス)とは? ・インボイス事業所の届け出 ・免税事業者の対応⇒課税事業者へ	県商工会連合会
20:00～ 21:00	・税務個別相談	県商工会連合会



適格請求書?



免税事業者も
消費税課税?

お申込み

参加無料

下記申込書記入の上 7月30日までにお電話・FAXにてお申し込み下さい

徳之島町商工会 〒891-7101 徳之島町亀津 986-4

TEL 82-1409 FAX 83-3628

消費税インボイスまるわかりセミナー参加申込書

事業所名		連絡 担当者名	
住所		TEL	
参加内容	・セミナー ・個別相談 ・両方とも (○印を記入)		
参加者名	①	②	

・セミナー 先着20名 ・個別 先着3事業者

※お申込み頂きましたお客様情報は当セミナー開催業務にのみ使用させていただきます。

主催 鹿児島県商工会連合会・徳之島町商工会